

県境不法投棄現場跡地を活用した地域振興

1 東急建設㈱の事業立地について

「環境再生計画」の地域振興策については、当該施策の一つである再エネ施設の立地について、東急建設㈱が主体となり、近隣食品工場の食品残さや畜産バイオマス等を活用したバイオガス発電と廃熱を利用した園芸事業の立地可能性調査を行ってきましたが、今般、同社から現場跡地に係る下記の制約から事業立地を断念せざるを得ないとの検討結果が示されました。

- ①バイオマス原材料の安定確保に目処が立たない。
- ②利活用エリア（選別ヤード跡地）の地質は軟弱で重量物を支持できないため、施設建設の際は基礎を岩盤に岩着させる必要があるが、帯水層を貫通することで汚染地下水が漏出し、地下水浄化計画に悪影響を与える恐れがある。

2 その他の再生エネ施設の検討

- ①太陽光発電は、設置場所となる利活用エリア（選別ヤード跡地）では狭く、パネルの設置場所が限られること、冬期間の積雪が多いこと等から、売電を目的とした立地は経済性から難しい。（平成 22 年度環境省調査）
- ②木質バイオマスによる水素製造と施設園芸事業は、間伐材の買取価格が合わないほか、地下水汚染現場で作られた作物は市場の理解が得られないため立地を断念。（平成 24 年度東急建設㈱）
- ③風力発電施設は、基礎を岩盤に岩着させる必要があるため、汚染地下水の浄化を行う現場跡地には不適。（平成 25 年度）

3 今後の取り組み

新たな事業主体の募集

東急建設㈱が事業立地を断念する理由となった現場跡地の制約は、汚染地下水の浄化完了を見込む平成 34 年度には解消されるため、今後は将来の事業立地も視野に入れつつ、新たな事業立地の可能性を探ることとします。

その手始めとして、募集情報の周知も目的に、公募型プロポーザル方式により、「環境再生計画」及び地域の特性（地理的条件、主要産業等）を踏まえた地域振興につながるハード・ソフト両面に渡る事業主体を募集します。

(1) スケジュール

- ア 募集期間 平成 25 年 11 月中旬から 12 月中旬まで
- イ 審査 平成 25 年 12 月下旬
- ウ 通知 平成 26 年 1 月

(2) 審査

県が設置する審査会が提出書類及び提案者による説明の内容を審査し、採択基準を上回る提案のうち最も評価の高い提案者を利活用エリアの貸付契約候補者に選定します。

（参考）審査会委員案

佐々木委員、福士委員、山本委員、宇藤委員、県（1）

【別添 1 「プロポーザル募集要領（骨子）」参照】

※ 募集が不調に終わった場合の対応

(1) 立地問い合わせに対する対応

事業提案の募集が不調に終わった場合であっても、汚染地下水の浄化が完了する平成34年度以降の事業立地を視野に入れ、引き続き県ホームページ上に事業主体を募集する公告を表示し、問い合わせに対応していきます。

(2) 当面の地域振興策

当面の地域振興策として、レクリエーションやイベントのほか、自然観察や休養等による県民の利用促進を図ることとし、次のとおり現場跡地を整備・活用することにより、田子町の交流人口の増加につながることを期します。 【別添2「利活用ゾーニング（案）」参照】

ア 利活用エリア（選別ヤード跡地）

将来の事業立地を考慮し、イベント等の開催場所と駐車場を兼ねる「集いの場」として平面整備します。

(例) 教育旅行の誘致、地元の祭り関連イベント、軽トラ市、星空ウォッチング
ラジコンカー大会、雪室など

イ 森林整備エリア

跡地整備工の一環として、自然観察歩道及び草地広場を追加整備し、県民による「自然とのふれあいの場」として活用します。

県境不法投棄現場跡地への事業立地に係るプロポーザル募集要領（骨子）

1 目的

「環境再生計画」に基づき、地域振興につながる現場跡地の有効活用を図るため、民間企業・団体等から、当該跡地での実施を前提とした事業提案を募集し、優れた提案のあった者を土地賃貸借契約候補者に選定する。

2 貸付地の立地条件

- ・面積 8,800 m²（平成 26 年度下期から使用可能）
- ・所有者 青森県
- ・電力 なし（現場入り口まで 6,600V の高圧線の配備あり）
- ・水道 上下水道なし（現場から約 3 km の場所に水源あり）
- ・ガス なし
- ・その他 地下水浄化対策を実施中のため（平成 34 年度終了予定）、施設の基礎を岩盤に岩着させる必要のある重量物を建設できない。

3 事業内容

「環境再生計画」及び地域の特性（地理的条件、主要産業等）を踏まえた地域振興につながるハード・ソフト両面に渡る事業

（参考）現場跡地の環境再生を方向付けた全国公募の選定 5 提案の内容を参考にすること。

4 参加資格

法人その他の団体

5 提案事項

- ① 実施主体
- ② ①の組織概要及び財務状況
- ③ コンセプト
- ④ 事業概要
- ⑤ 概算事業費
- ⑥ 期待される地域振興の効果

6 提出書類

提案書、法人の登記事項証明書、決算書類など

7 手続き

- ① 募集期間 平成 25 年 11 月中旬から 12 月中旬まで
- ② 審査 平成 25 年 12 月下旬
- ③ 通知 平成 26 年 1 月

8 募集方法

県ホームページ、マスコミへの資料提供

9 審査

審査会が審査項目に基づいて提出書類及び提案者による説明の内容を審査し、採択基準を上回る提案のうち最も評価の高い提案者を契約候補者として選定する。

ただし、各提案が採択基準を上回らない場合は選定しない。

10 契約の締結

県は提案事業に着手する選定事業者に対して県有地である現場跡地を貸し付けします。

11 その他

立地を検討する事業に応じた支援制度の有無、活用する場合の手続き等の相談に応じる。

青森・岩手県境不法投棄現場環境再生提案

県では「環境再生計画」を策定する際の方向性を検討するため、アンケートや住民ワークショップを実施するとともに、全国に向けて青森・岩手県境不法投棄現場環境再生・提案募集を行った。

次の資料は、応募の中から選定され、「環境再生計画」の施策に反映された提案であるため、事業提案の参考にしていただきたい。

1 八戸市森林組合 「自然配植の考え方に基づく県民参加型自然再生」

自然配植の考え方（地域で育つ木の種を使い、それぞれの特性に合わせて植えることなど）を基に、専門家指導型の一般市民参加イベントにより植樹する。

2 東急建設株式会社 「資源循環型によるエコアグリカルチャー」

竹林を再生し、木質バイオマス資源燃料施設により農業ハウスで利用する。
将来的に水素ガス精製施設に切り替える。

3 最終処分場技術システム研究協会 「環境調和型廃棄物処理施設と四季公園」

掘削空間、遮水壁、水処理施設を活用して、資源リサイクル施設、バイオ燃料化施設を整備。
集客のための公園等を併設する。

4 慶應義塾大学藤倉研究会 「環境再生博物館でアートで発信」

不法投棄の体験や研究機能を有する環境再生博物館を整備。
跡地を活用したコンサート等の文化行事や芸術家の創作拠点として情報発信する。

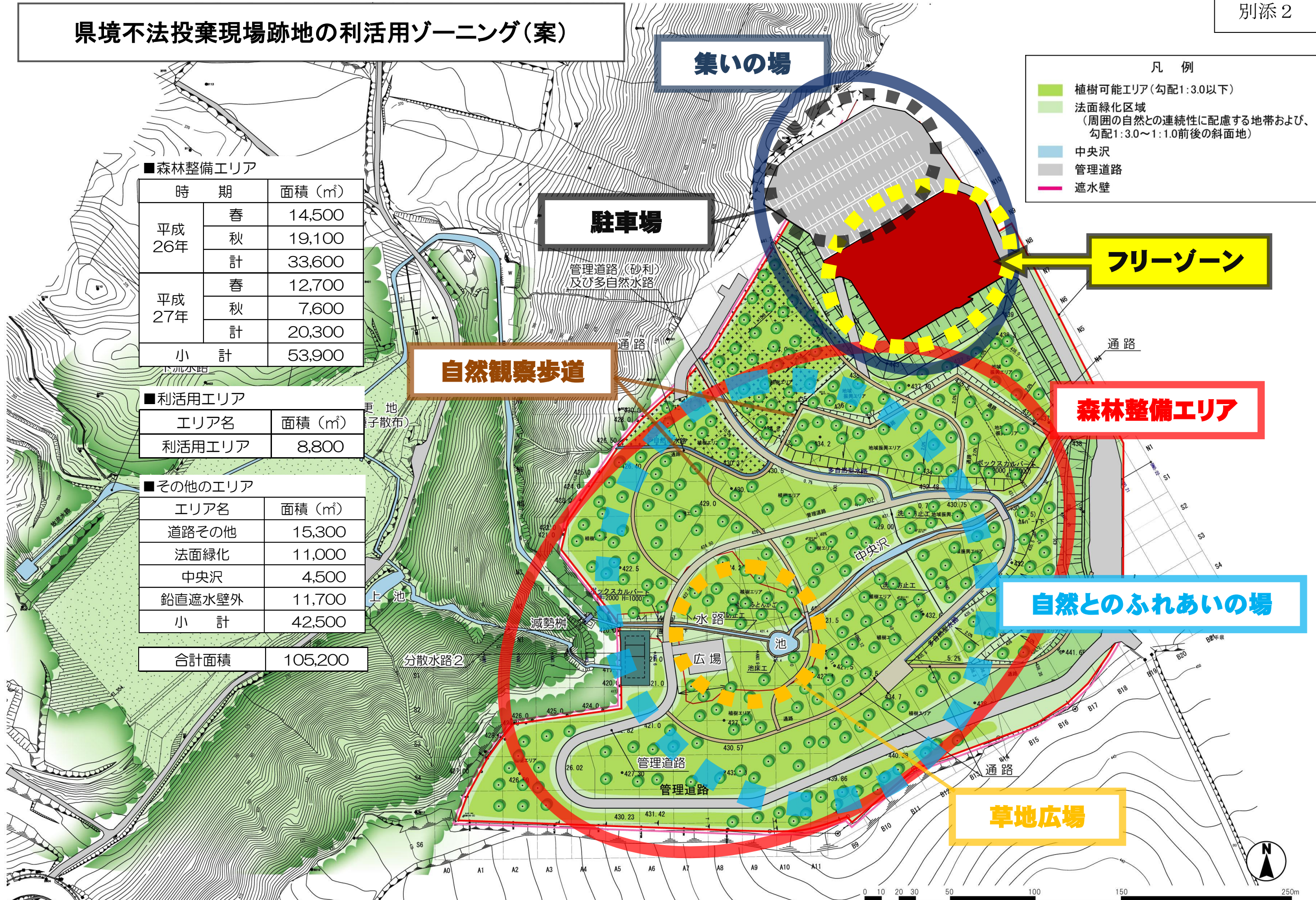
5 八戸工業大学 「教訓を次世代に語り継ぐ県民環境再生記念公園」

芝生、桜、広葉樹の植樹により緑地化するとともに、水処理施設を資料館として活用する。

提案内容の詳細については、青森県庁ホームページ内
青森・岩手県境産廃不法投棄事案～環境再生に向けた取り組み～
からご確認ください。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/2008-0620-kenkyo-top.html>

県境不法投棄現場跡地の利活用ゾーニング(案)



■森林整備エリア

時期	面積 (㎡)
平成26年	春 14,500
	秋 19,100
	計 33,600
平成27年	春 12,700
	秋 7,600
	計 20,300
小計	53,900

■利活用エリア

エリア名	面積 (㎡)
利活用エリア	8,800

■その他のエリア

エリア名	面積 (㎡)
道路その他	15,300
法面緑化	11,000
中央沢	4,500
鉛直遮水壁外	11,700
小計	42,500

合計面積	105,200
------	---------

凡例

- 植樹可能エリア(勾配1:3.0以下)
- 法面緑化区域
(周囲の自然との連続性に配慮する地帯および、勾配1:3.0~1:1.0前後の斜面地)
- 中央沢
- 管理道路
- 遮水壁

フリーゾーン

森林整備エリア

自然とのふれあいの場

草地広場